

地方創生、地方分権改革の推進に向けて

平成 27 年 1 月 9 日

地 方 六 団 体

政府は、人口減少を克服し地方創生を成し遂げるため、昨年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定した。人口減少が地域経済社会に与える深刻な影響について強い警鐘を鳴らし、人口減少の克服と地方創生の実現に国として総力を挙げて取り組む強い決意が示されている。この間、精力的に検討を重ね取りまとめられた関係者の御尽力に敬意を表する。

我々地方は、かねてより地域の実情に応じ、人口減少の克服と地域の活性化に主体的に取り組んできたところであるが、今後、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を進め、さらに全力でこの課題解決に取り組む覚悟である。

国においては、「長期ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った大胆な政策を速やかに実施するとともに、国しかできない我が国の抱える構造的問題の抜本的改革に取り組むことを強く期待する。

地方創生に向けた取組は、まだ緒に就いたばかりであり、「総合戦略」に掲げられた目標を達成するためには、今後、具体的な取組を国と地方が連携協力して進めていく必要がある。また、人口減少社会においては、地方の自立なくして持続可能な社会は実現しないことから、一層の地方分権を進める必要がある。

真に実効性を伴った個性あふれる地方創生と地方分権改革が推進されるよう、以下の措置を講じていただきたい。

我が国が抱える構造的問題の解決に向けた取組

- 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は地域間格差の是正に取り組む、全ての地方が自主性・主体性を発揮できるように、地域間のアクセス改善といった社会基盤整備や多子世帯への支援など、ナショナルミニマムとして国が担うべき役割を十分に果たすこと。また、国は東京圏の一極集中の是正など我が国の抱える構造的な問題の抜本的改革に向け骨太の政策を長期的視点に立って真正面から取り組むこと。

少子化対策の抜本的な強化

- 「長期ビジョン」において、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、人口減少に歯止めをかけ「2060 年に 1 億人程度の人口を維持する」という中長期展望が示されている。この実現に向け、新たな「少子化社会対策大綱」を充実し、国と地方が総力を挙げて結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた取組を強力に展開できるよう、少子化対策の抜本的な強化を早

急に図ること。

- 既に多くの地方自治体が実施している乳幼児医療費助成について、国の制度とすること。

地方が自立して人口減少対策・地方創生を実現できる財源の確保

- 地方団体が全力で人口減少対策・地方創生に取り組むためには、安定した財源の確保が必要不可欠である。平成 27 年度において安定的な財政運営に必要なとなる地方の一般財源総額を確保すること。
- 平成 26 年度補正予算において創設予定の「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」については、「地方版総合戦略」の策定や施策の検討状況等に応じて柔軟に活用できる地方にとって使い勝手のよい仕組みとするとともに、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で早期に設けること。
- 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな取組を可能とする観点から、人口減少の克服・地方創生のための地方の取組を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

地方意見の反映と積極的な情報提供

- 国の政策の実施にあたっては、今後とも、地方に事前に十分な情報提供を行うとともに、地方との意見交換を踏まえて、その提案を反映させること。また、縦割りの弊害が生じることがないように、まち・ひと・しごと創生本部において必要な調整を図ること。
- 地方において、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定・実行を円滑に進められるよう、人口動向や将来推計等、国が保有するデータや知見を集約し、積極的に地方へ分かりやすい形で情報提供すること。また、施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、条件不利地域等を考慮した適切な指標によること。
- 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を踏まえ、地方が取組を進めるにあたっての支障の除去などを積極的に行うとともに、地方による政策メニューの活用状況や成果を踏まえ、適宜「政策パッケージ」の見直し・拡充等を行い、国と地方が協力し、地方の主体的・自主的な取組が展開できる環境を整備すること。

たゆみなき地方分権の実現と大胆な法令・制度等の見直し

○ 農地制度の見直しは「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題である。地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立を実現する必要がある。このため、「農地制度のあり方について」（平成 26 年 8 月 5 日地方六団体）により、以下の見直しを行うべきである。

- ー 農地の総量確保の目標については、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それぞれが責任をもって目標達成のための施策に取り組むこととする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する（マクロ管理の充実）。
- ー これを前提として、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、大臣許可・協議等に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲する。

これにより、地方は、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた適切な土地利用を実現していく決意である。

○ 安倍内閣のもとで初年度の取組が行われている「提案募集方式」については、募集に応じて、数多くの積極的な提案が提出され、まさに意欲と知恵がある地方からの具体的な提案となっている。これらの提案の実現に向けて、地方分権改革推進本部長の安倍総理のもと、各大臣のリーダーシップにより検討が進められており、一定の前進が見られる。土地利用等の事務・権限の移譲、保育所に係る「従うべき基準」の見直しをはじめとして、「手挙げ方式」の活用も含め、引き続き実現に向けた検討を積極的に進めるべきである。初年度の成果がさらなる地方の意欲を引き出すものになるよう大いに期待するものである。

○ 第 4 次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進めること。